

記載例 理容所開設者の地位承継届(相続)

令和 年 月 日

村山保健所長 殿

【注意事項】

地位承継できるのは、民法上の相続人(通常、開設者の配偶者、子)に限られます。

※ ただし、家族構成等により、その他の方が地位承継できる場合もあるので、事前に村山保健所生活衛生課 営業衛生担当に相談ください。

相続人以外の方が、理容所を引継がれる場合は、新たに開設の届出が必要

開設者の地位を承継する(引き継がれる)方の住所・氏名・生年月日を記載

住所 上山市河崎一丁目1番10号

氏名 上山 次郎

昭和57年 5月 5日 生

亡くなられた開設者との続柄を記載

被相続人との続柄 子

(電話番号 023-672-0000)

「地位承継届」のほか「確認証書換交付申請書」の提出が必要

理容所開設者の地位承継届

下記のとおり相続により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 被相続人の氏名及び住所

亡くなられた開設者の氏名及び住所を記載

上山 たいき

上山市河崎一丁目1番10号

2 相続開始の年月日

亡くなられた開設者の死亡年月日を記載

令和4年5月3日

3 理容所の名称及び所在地

理容上山

上山市河崎一丁目1番10号

【注意事項】

亡くなられた開設者が管理理容師になっていた場合、管理理容師の交代の変更届の提出も必要

【添付書類】

- 戸籍謄本(全部事項証明)又は法定相続情報一覧図の写し(亡くなった開設者と相続人全員の関係が分かること)
- 相続人が2人以上の場合、相続人全員が記名・押印した同意書

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者に対しては、その全員の同意書